

甲南大学経済学会会則

| | |
|-------------------|------------|
| 昭和 35 年 2 月 24 日 | 制定承認 |
| 昭和 41 年 12 月 14 日 | 改正承認 |
| 昭和 44 年 10 月 16 日 | 経済学会集会改正承認 |
| 昭和 49 年 5 月 16 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 昭和 52 年 5 月 18 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 昭和 58 年 5 月 25 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 2 年 5 月 30 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 3 年 5 月 29 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 4 年 5 月 27 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 6 年 5 月 25 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 8 年 5 月 29 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 9 年 5 月 28 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 13 年 5 月 30 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 15 年 5 月 28 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 16 年 5 月 26 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 20 年 5 月 28 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 21 年 5 月 27 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 令和 4 年 5 月 25 日 | 経済学会総会改正承認 |

第 1 条 本会は、甲南大学経済学会と称し、事務所を甲南大学経済学部内におく。

第 2 条 本会は、全員加盟を原則として、甲南大学経済学部生・甲南大学院社会科学部研究科経済学専攻の大学院生ならびに甲南大学経済学部の専任教員によって組織する。また、学部卒業生・大学院修了者のうち入会を希望する者、その他本会評議員会において入会を認めた者も加入することができる。

第 3 条 会費については以下のとおりに定める。

教 員 年 会 費 5,000 円

学 部 学 生 会 費 (在学期間) 20,000 円

大学院学生 会 費 (在学期間) 10,000 円

又、卒業生会員の権利および義務については、別に細則を定めるものとする。

なお、いったん納入された会費は、理由のいかんに関わらず返還しない。

第 4 条 本会は、経済学の研究ならびに普及をもって目的とする。

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. インナーゼミナール大会
2. 講演会
3. 研究会
4. 甲南経済学論集および経済学学生論集の発行
5. 学会ニュースの発行
6. 研究・教育資料の収集・管理
7. 専任教員による研究書の刊行助成
8. その他本会の目的を達成するために必要と認める事項

第 6 条 本会の最高議決機関として総会を置く。本会の予算と決算は総会の承認を得なければならない。総会規程は別に定める。

第 7 条 総会は、本会の事業を運営するために評議員を選出する。評議員会は、経済学部長を含む専任教員 8 名、学生 8 名以上 20 名以下により構成され、任期は 1 年とする。評議員会規程は別に定める。

第 8 条 評議員長は経済学部長が兼任する。評議員長は本会を代表し、総会および評議員会を招集する。

第 9 条 評議員会は互選により次の役員を選出する。

1. 総務委員 (教員 1 名ならびに学生 1 名ないし 2 名) は、評議員間の連絡・調整にあたり、評議員会の事務と記録を統括する。

2. 会計委員（教員 1 名ならびに学生 1 名ないし 2 名）は、本会の事業経費を管理する。
3. 管財委員（教員 1 名ならびに学生 2 名ないし 3 名）は、研究・教育資料の収集を行う。
4. 編集委員（教員 2 名ならびに学生 2 名以上）は、甲南経済学論集、経済学学生論集、学会ニュース等の定期刊行物の編集・発行にあたる。
5. 企画委員（教員 2 名ならびに学生 2 名以上）は、研究会、講演会、インナーゼミナール大会、その他本会の目的を達成するための事業を企画する。

なお、評議員会は必要に応じて会員の中から本会の活動に協力する実行委員を委嘱することができる。

第 10 条 評議員会は、本会の事業活動を円滑に行うための諮問・連絡機関としてゼミ委員会を招集することができる。

第 11 条 本会の事業とそれにとまなう予算の執行を厳正・公平に対処すべく、教員 1 名ならびに学生 1 名の監査委員を置く。監査委員は総会において選出され、任期は 1 年とする。

第 12 条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金および甲南大学からの助成金をもってこれにあてる。

第 13 条 本会則は、総会規程第 6 条に基づいて改正することができる。

総 会 規 程

| | |
|-------------------|------------|
| 昭和 44 年 10 月 16 日 | 経済学会集会制定承認 |
| 平成 6 年 5 月 25 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 平成 4 年 5 月 25 日 | 経済学会総会改正承認 |
| 令和 4 年 5 月 25 日 | 経済学会総会改正承認 |

第 1 条 総会は、経済学会会員全員によって構成され、その決議はすべてに優先する。

第 2 条 原則として毎年 5 月に定期総会が開催されなければならない。

第 3 条 評議員長は、次の場合 2 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

1. 評議員会が必要と認めたとき
2. 経済学部教員 3 分の 2 以上の要求があったとき
3. 学生会員 50 名以上の要求があったとき
4. 卒業生会員 50 名以上の要求があったとき

第 4 条 総会は、卒業生会員を除く全会員の 5 分の 1 以上の出席により成立する。ただし、委任状は出席定数に算入することができる。

第 5 条 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。ただし、決議にあたっては委任状は算入されない。

第 6 条 経済学会会則の改正は、出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。ただし、決議にあたっては委任状は算入されない。

評 議 員 会 規 程

昭和 44 年 10 月 16 日 経済学会集会制定承認
昭和 52 年 5 月 18 日 経済学会総会改正承認
平成 20 年 5 月 28 日 経済学会総会改正承認
平成 21 年 5 月 27 日 経済学会総会改正承認
平成 22 年 5 月 19 日 経済学会総会改正承認
令和 4 年 5 月 25 日 経済学会総会改正承認

- 第 1 条 評議員会は、経済学会会則に定められた事業の運営を行い、その事業を達成させるために評議員は評議員会に出席するよう努めなければならない。
- 第 2 条 評議員会は、次の事項について総会の承認を得なければならない。
1. 予算および決算
 2. 活動報告
 3. その他評議員会が必要と認めた事項
- 第 3 条 評議員長は、原則として毎月 1 回定期評議員会を招集しなければならない。
- 第 4 条 評議員長は、次の場合 10 日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
1. 評議員長が必要と認めたとき
 2. 評議員 3 名以上が必要と認めたとき
 3. 学生会員 30 名以上の要求があったとき
 4. 卒業生会員 30 名以上の要求があったとき
- 第 5 条 評議員会は評議員の過半数をもって成立する。ただし、委任状は出席定数に算入することができる。
- 第 6 条 評議員の決議は、出席評議員の過半数の同意を必要とする。ただし、決議にあたっては委任状は算入されない。
- 付 則 4 年次に評議員に就任した学生は卒業をもって退任とする。また、評議員の辞任は、評議員長へ辞任届を提出しなければならない。その書式は別に定める。

卒 業 生 ・ 修 了 者 会 員 細 則

昭和 52 年 5 月 18 日 経済学会総会制定承認
平成 20 年 5 月 28 日 経済学会総会改正承認
令和 4 年 5 月 25 日 経済学会総会改正承認

- 第 1 条 甲南大学経済学部卒業生及び社会科学研究科経済学専攻の修了者のうち、経済学会への入会を希望する者（以下「卒業生会員」とよぶ）は、氏名、卒業年度または修了年度、現住所を経済学会評議員会に申請し、「卒業生会員証」の交付を受けるものとする。申請は学位授与式 2 ヶ月前からできるものとする。
- 第 2 条 経済学会への入会を引き続き希望する者は、毎年 1 月から 3 月末までの間に、登録の更新を行わなければならない。なお、卒業生会員は、現住所の変更をすみやかに評議員会に届け出なければならない。

第3条 卒業生会員は、登録またはその更新の際、会費年4,000円を納入しなければならない。ただし、2年以上の登録と会費納入を一括して行うことはできる。入会金納入の義務はない。

第4条 卒業生会員は、経済学会すべての事業に参加し、そのサービスを受けることができる。ただし、卒業生会員は、評議員に就任することはできず、また「総会規程」第4条にもとづいて総会での投票権をもたない。

第5条 本細則は、総会の決議によって改正することができる。